有線テレビジョン放送契約約款

株式会社チャンネル・ユー(以下「当社」という)と、当社が行う有線テレビジョン放送サービスの提供を受ける者(以下「お客様」という)との間に締結されるデジタル放送サービス等に関する契約(以下「加入契約」という)は、以下の条項によるものとします。

(放送サービス)

第１条 当社は、そのサービス区域内で、次のサービスを提供します。ただし、(2)、(3)、(4)のサービスは、(1)のサービスの契約締結を条件として提供することとします。

(1) デジタル基本番組サービス

① 民間放送のテレビジョン放送、ラジオ放送及びデータ放送の同時再放送サービス

② ＮＨＫのテレビジョン放送、ラジオ放送及びデータ放送の同時再放送サービス

③ ジャパンケーブルキャスト株式会社を通じて配信される CS 放送で、当社と契約した番組配給会社から提供される放送の同時再放送サービス

④ 音声及び映像の自主放送サービス(音声および映像による告知、広告放送を含む)

(2) 有料番組サービス

基本番組サービスに付加した別料金に基づく番組(以下「有料番組」という)の放送サービス

① ㈱ＷＯＷＯＷ(以下「ＷＯＷＯＷ」という)、㈱スター・チャンネル(以下「スター・チャンネル」という)、㈱衛星劇場(以下「衛星劇場」という)、財団法人競馬・農林水産情報衛星通信機構(以下「グリーンチャンネル」という)、株式会社ジェイ・スポーツ（以下「JSPORTS4」という)、のテレビジョン放送の同時再放送サービス

(3) 音声告知放送サービス

(4) 当社とお客様が別途合意により定められたその他のサービス

(契約の単位)

第２条 加入契約は、引込端子毎に行い、前条のサービスの全部、又は一部を提供します。ただし、一引込に複数世帯が加入する場合は、契約の単位を世帯毎とします。ここで世帯とは、同一住居内において生計を一にする者の集合をいいます。なお、一引込に複数世帯が居住する建物(以下「集合住宅」という)における加入の場合は、別途建物所有者(管理者)との基本契約(以下「集合住宅基本契約」という)の締結後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

(契約の成立)

第３条 加入契約は、お客様が予めこの約款を承諾し、当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。ただし、当社は、加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

(1) お客様が本約款上要請される各種料金の支払いを怠る恐れがあると認められる場合

(2) その他、お客様が本約款に違反する恐れがあると認められる場合

(3) 加入者設備の構築が困難であると判断される場合

(4) お客様が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

(5) その他、当社においてサービス提供が困難であると判断した場合

(加入金の支払)

第４条 お客様は、加入契約が成立した場合、設置工事日までに当社が別に定める料金表に従い加入加入金を支払うものとします。

(加入申込の撤回等)

第５条 お客様は、加入申込の日から起算して８日を経過するまでの間、書面によりその申込の撤回または当該契約の解除を行うことができます。

2 前項の規定による加入契約の申込の撤回等は、同項の書面が当社に到達したときにその効力を生じます。

3 第１項の規定により加入契約の申込の撤回等を行ったお客様は、加入金の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込の撤回をする等悪意があって加入契約の申込を行った場合等、加入契約の申込をしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反してい

ると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4 前項の規定に係らず一旦加入契約が成立した後、引込線工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には、お客様は、その工事に要した全ての費用と撤去費用を負担するものとします。

(契約の有効期間)
第６条 加入契約の有効期間は、契約成立の日から 1 年間とします。ただし、契約期間満了の 10 日前までに当社またはお客様のいずれからも何ら文書による意思表示がない場合には、引続き 1 年間自動延長するものとし、以後も同様とします。なお、集合住宅の加入契約については、当社は、集合住宅基本契約が解約になったときには、各世帯の加入契約も同時に解約したものと見做します。

(利用料)
第７条 お客様は、加入契約が成立した場合、以下の種別毎に、当社が別に定める料金表に従い利用料を支払うものとします。この場合、支払方法は原則として口座振替とし、お客様への請求書・領収書の発行は原則として行いません。
(1) デジタル基本番組利用料
基本番組サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月からデジタル基本番組利用料を毎月支払うものとします。
(2) 有料番組利用料
有料番組のサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月から有料番組利用料を毎月支払うものとします。
(3) その他のサービス利用料
当社とお客様は、別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス料を毎月支払うものとします。
(4) 音声告知放送利用料
音声告知放送サービスを受ける場合は、デジタル基本番組利用料に付加して支払うものとします。ただし、会所等の公共施設で音声告知放送サービスのみを契約の場合は、別に定める料金表のとおりとします。
2 当社が、第 1 条に定めるサービスの内、お客様が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して 10 日以上提供できなかった場合(全てのチャンネルが停止した場合)は、当該月分の利用料は日割り計算とし支払うものとします。ただし、天災地変その他当社の責めに帰すことのできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。
3 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等により、当社は、利用料の改定を総務大臣に届出のうえ実施することがあります。この場合、当社は、改訂月の 1 ヶ月前までに、その旨をお客様に通知するものとします。
4 日本放送協会(ＮＨＫ)の定めによるテレビ受信料(衛星放送受信料を含む)及び第 1 条 (2) に定める有料番組サービスの視聴料は、当社が設定した基本利用料には含まれておりませんので、別途お客様がＮＨＫ及び有料番組配信元へお支払いください。

(音声告知放送料)
第８条 お客様が第 1 条(3)の放送を利用する場合は、別表に定める料金を支払うものとします。

(NHK 受信料・衛星・衛星放送の契約)
第９条 お客様が日本放送協会(NHK)と衛星放送受信契約を締結した場合は、団体一括支払いの対象となり、当社の利用料等と一緒に支払うことができます。この場合、請求書及び領収書は発行しません。
2 デジタル基本番組サービスにおいて、お客様が前項のサービスを停止したい場合は、当社所定の用式によりその旨を届けていただきます。

(音声告知用端末機の取り扱いについて)
第 10 条 第 1 条(3)の音声告知放送サービス（オプション契約）を申込まれたお客様は、当社指定の音声告知放送用端末機(以下「端末機」という)を購入していただきます。

2 お客様は、端末機を故意又は過失により破損紛失した場合、その全額を負担していただきます。
3 端末機には、商用電源が停止した場合又は屋外で使用する場合等の為に電池が内蔵されています。この電池交換等は、お客様の責任で行っていただきます。

(グループ別音声告知放送)
第 11 条　予め当社の許可を取得したお客様（自治会等公共性の高い団体等に限ります）は、一般公衆網の電話機等を利用して、当社の告知放送網へ音声告知放送を流すことができますが、これは、別に定める利用規定によります。
2 前項の放送を希望する場合は、当社所定の申込用紙に必要事項を記入の上、その前日までに申込みを行い許可を受けるものとします。

(STB の買取・貸与)
第 12 条 デジタル基本サービスを申込まれたお客様は、当社指定の STB（セット・トップ・ボックス）を購入若しくは借用していただきます。なお、レンタル料は、当社が別に定める料金表に従っていただくものとします。
2 当社は、デジタル放送の環境が変化するため、必要に応じて STB のバージョンアップを行ないます。この場合お客様は、この作業の実施に同意していただくものとします。
3 STB を借用されるお客様は、次の注意事項を厳守して管理していただきます。
(1) 機器取扱説明書に記載された使用上の注意をよく読んでいただき、お客様の責任で管理していただきます。
(2) 故意または過失により、STB を破損または紛失した場合には、修復、補填に要する費用は加入者が負担するものとします。
(3) 当社が認める場合を除き、お客様は STB の交換を請求できません。
(4) レンタル契約の場合、お客様は第 29 条に定める解約並びに第 30 条に定める停止及び解約の場合、速やかに STB を当社に返却するものとします。

(設備の設置および費用の負担等)
第 13 条 当社は、放送センターからテレビ受像機までの設備のうち、放送センターから保安器までの設備(以下「当社設備」という)を設置し、これを所有するものとします。ただし、お客様は、最寄りのタップオフから保安器までの引込工事費を負担するものとします。また、引込線の地下埋設等の特殊な工事を要する場合も、その実費を負担するものとします。
2 お客様は、保安器の出力端子からテレビ受像機までの設備(以下「加入者設備」という)の設置工事(宅内工事)に要する費用を負担し、これを所有するものとします。ただし、お客様は、設置の際の工事業者、使用機器、工法等については当社の指示に従うものとします。
3 加入者設備の設置工事を当社が行った場合には、お客様は、当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より 1 年間とします。
4 集合住宅の加入の場合には、第 2 項の加入者設備を、室内のテレビ端子以降の設備(配線、テレビ受信機等)のみとします。なお、テレビ端子以前の設備については、集合住宅基本契約の定めに拠るものとします。
5 お客様の希望により、当社設備または加入者設備に変更が生じる場合には、その費用を負担するものとします。

(使用料等の支払方法)
第 14 条 使用料は、基本番組利用料等の各種利用料、加入金、加入者設備工事費、放送料等について、お客様が支払っていただく合計金額をいい、当月分をお客様指定の金融機関から翌月 5 日(休日の場合は翌日)にお支払していただきます。また、お客様とＮＨＫ間でＮＨＫ受信料の団体一括支払契約がある場合は、ＮＨＫ受信料をこれに含めるものとします。
2 第 7 条に定める各種利用料は月割(毎月 1 日より月末迄を 1 ヶ月の単位とします)計算とし、サービス開始及び解約時に 30 日未満の端数が生じても 1 ヶ月とします。

(加入者設備積立金)
第 15 条 当社は、加入者設備の改修を容易に行うため、当会社の定められた金額・方法により、お客様の名義で「加入者設備積立」を行なう場合があります。
2 前項の積立を行なう場合は、当社が定めた一定額を当社の年度単位で第 14 条に定める使用料に含めて支払うものとします。
3 「加入者設備積立」は、当社が行う当社設備の改修に伴う加入者設備の改修以外は、原則として取崩ができません。
4 前項で取崩を行なう場合、当社はお客様の記名押印による取崩同意書を提出していただきます。提出が無い場合は、取崩同意書と同額の現金で支払うものとします。
5 第 29 条による加入契約の解約を申込まれたお客様で加入者設備積立金に残高がある場合は、その全額を返戻します。また、第 30 条第 1 項による停止により期限の利益を失った加入者で、当社に対する債務の弁済が無いとき、その設備積立金に残高がある場合は、その残高を限度に債務と相殺できるものとします。

(遅延損害金)
第 16 条 お客様は、料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合、その遅延金額に対し年 14．6%((消費者契約法第 9 条)年 365 日の日割計算による)の割合により計算した支払い期日の翌日より完済にいたるまでの遅延損害金を当社に支払うものとします。

(サービス提供の停止による損害の賠償)
第 17 条 当社は、次の各号におけるサービス提供停止による損害賠償責任は一切負わないものとします。
(1) 天災、事変によるサービス停止
(2) 放送衛星、通信衛星の機能停止
(3) その他、当社の責に帰することのできない事由によるサービス停止

(維持管理責任範囲)
第 18 条 当社は、当社設備について維持管理責任を負います。なお、お客様は当社設備の維持管理上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承諾するものとします。
2 お客様は、加入者設備について維持管理責任を負います。

(設置場所の無償使用)
第 19 条 当社は、当社設備及び加入者設備を設置するために必要最小限において、お客様が所有または占有する敷地、家屋及び構築物等を無償で使用できるものとします。
2 お客様は、加入契約の締結にあたって、地主、家主及び、その他の利害関係が発生する第三者に対し、予め必要な承諾を得ておくものとします。

(便宜の供与)
第 20 条 お客様は、当社または当社が業務を委託した第三者が設備の検査及び修復等を行うために、お客様の敷地・家屋及び構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。

(禁止事項)
第 21 条 お客様は、個人的にまたは家庭内で、その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する上映、ビデオデッキ及びその他の方法による複製にかかる複製物の上映並びにその他当社が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。
2 お客様による加入契約上の権利及び義務の譲渡(許可された場合を除く)、並びに担保設定等の行為を禁止します。
3 お客様が前二項に違反した場合、お客様は、当社または第三者に対し、違反時に遡り全ての損害を賠償するものとします。

(故障の費用負担)
第 22 条 当社または当社が業務を委託した第三者は、お客様から設備に異常がある旨申出があった場合は、速やかにこれを調査し必要な措置を講じます。ただし、お客様のテレビ及びステレオ等(以下「受信機」という)に起因する受信異常については、この限りではありません。
2 前項で、加入者設備の修復等に要した費用は、お客様が負担するものとします。
3 お客様は、お客様の故意または過失により当社設備に故障または影響が及んだ場合には、その設備の修復等に要する費用を負担するものとします。

(自然災害などによる設備の損傷)
第 23 条 落雷などが、万一当社設備の保安器を通過し、お客様のテレビ及び受信機、端末機等の加入者設備に達し破損したとしても、当社は責任を一切負わないものとします。

(一時停止)
第 24 条 お客様は、当社のサービスの提供の一時停止を希望する場合には、予めその期間を定めて事前に当社にその旨を文書により届出るものとします。また、届出た期間の変更を再度希望する場合も同様とします。
2 前項の届出があった場合、当社が受理し承諾したときに、その効力は生じることとします。
3 停止期間中の料金については、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金を別に定める料金表に従い当社に支払うものとします。なお、停止した日の属する月及び再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
4 第 1 項の一時停止期間は、3 ヶ月以上とします。

(放送内容の変更)
第 25 条 当社は、やむを得ない事情により、お客様に何ら通知を行うことなく放送内容を変更することがあります。なお、この変更によって生じる損害の賠償には応じません。

(設置場所の変更)
第 26 条 お客様は、当社の定める技術基準に適合し、かつ変更先が当社のサービス区域内であれば、引込線及び STB の設置場所を変更又は移転することができるものとします。
2 お客様は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申出るものとし、それに伴う費用を負担するものとします。

(名義変更)
第 27 条 当社は、相続または特に当社が認める場合に限り、お客様から名義変更届と別に定める手数料を支払うことにより、名義変更を認めることができるものとします。
2 前項で名義変更が成立し、新たに加入者となるお客様は、被名義変更者の有する本件契約に関する権利義務の一切(設備積立金がある場合は、その全額)を引継ぐものとします。
3 名義変更に係る内容については、全てお客様と被名義変更者間で行なうものとし、当社は一切関知致しません。

(加入申込書記載事項の変更)
第 28 条 お客様は、加入申込書に記載した内容(サービスの種類、住所、電話番号、料金支払方法等)を変更したい場合は、当社が指定する方法により届出るものとし、第 3 条に準じた所定の審査を経て承諾したときに、変更契約が成立するものとします。
2 変更契約が成立後、当社は、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。ただし、お客様からの申出により月内(毎月 1 日から月末迄)に、当社が提供したサービスに関する利用料等の料金は、全て 1 ヶ月分の料金とします。

(お客様側からの解約)
第 29 条 お客様は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の 10 日前までに当社にその旨を文書により申出るものとします。
2 前項による解約の場合、お客様は、次の各号を予め承認するものとします。

(1) 解約日の属する月の利用料等の料金を当社に支払うものとします。
(2) 当社は、お客様の住居もしくは敷地内に設置した当社設備及び貸与した機器等を撤去しますが、お客様の住居または建物等の修復に要する費用等、一切の負担責任を負わないものとします。
(3) お客様は、当社設備の撤去工事が速やかに行われるよう協力すると共に、お客様の事情により撤去工事が遅れた場合には、工事遅延に伴う損害を負担するものとします。
(4) 解約の場合、当社は加入金を返戻いたしません。

(当社側からの停止及び解約)
第 30 条 当社は、お客様がこの約款に定める料金の支払い義務を怠りまたはその他この約款に違反したときに相当の期間を定めて催告したにも拘らず当該期間内にこれを是正しない場合、破産等の事実が発生した場合、手形・小切手等の不渡り処分を受けた場合および差押・強制執行の申立等を受けた場合には、加入者に何ら催告なしに、サービス提供の停止または加入契約を解約することができるものとします。また、この場合、当社から加入者への通知催告等がなくても、お客様は当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。
2 電力・電話の無電柱化、地中化等、当社、お客様のいずれの責めにも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社設備の代替構築が困難な場合、当社はお客様に予め理由を説明した上で、加入契約を解約できるものとします。
3 第 1 項により停止あるいは加入契約を解約した場合に、お客様が別途支払ったＮＨＫのテレビ受信料(衛星受信料を含む)、ＷＯＷＯＷの加入料及び視聴料等が払戻されずお客様に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。
4 停止の場合の料金は第 24 条第 3 項の規定を、解約の場合の料金は第 29 条第 2 項の規定を夫々準用します。

(B-CAS カード、C-CAS カードの取扱いについて)
第 31 条 デジタル放送用ＩＣカード(以下「B-CAS カード」という)に関する取り扱いについては、株式会社ビーエスコンディショナルアクセスシステムズの「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」(ＫＢ0008A)に定めるところによります。
2 C-CAS カードを必要とする STB 利用のお客様は、STB1 台につき 1 枚の C-CAS カードを当社より無償貸与されるものとし、契約の解約後は、速やかに C-CAS カードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者に C-CAS カードの交換及び返却を請求することができるものとします。
3 C-CAS カードは当社に帰属し、当社はお客様が当社の手配による以外のデータ追加及び変更並びに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、お客様が賠償するものとします。
4 お客様が故意または過失により C-CAS カードを破損または紛失した場合には、お客様はその損害分を当社に支払うものとします。

(加入者個人情報の取扱い)
第 32 条 当社は、保有する加入者個人情報について、加入者個人情報を適切に保護するため「個人情報の保護に関する法律」その他加入者個人情報に関して適用される法令・規制及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」を遵守し、当社が別に定める加入者個人情報保護方針(以下「情報保護」という)及びこの約款の規定に基づいて適正に取扱います。
2 株式会社チャンネル・ユー加入者個人情報保護方針には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、安全措置、本人からの各種求めに関する手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページ及び文書を当社内の閲覧可能な箇所に設置することにより公表します。
3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

(加入者個人情報の利用目的等)
第 33 条 当社は、第 1 条に定めるサービスを提供するために、加入者個人情報を取扱います。
2 当社は、次に掲げる場合を除き、予めお客様本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超

えて加入者個人情報を取扱うことはありません。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客様本人の同意を得ることが困難であるとき
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様本人の同意を得ることが困難であるとき
(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
3 当社は、保有するお客様の個人情報については、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。

(加入者個人情報の共同利用)
第 34 条 当社は、前条第 1 項に定める目的で取扱う加入者個人情報のうち情報保護で定めるものを、その目的を達成する為に、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。
2 当社は、第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、または第 29 条第 1 項もしくは第 2 項の規定に基づく契約解除を行なった場合、当該不承諾または解約事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち情報保護に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第 3 条第 1 項または第 29 条第 1 項もしくは第 2 項の要件に該当するか否かの判断に限ります。
3 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第 1 項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取扱う情報について夫々負います。

(加入者個人情報の取扱いの委託)
第 35 条 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部または一部を委託することがあります。
2 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じます。
3 当社は、第 1 項の委託先に関し、必要かつ適切な監督を行います。
4 前項の契約には、第 1 項の委託先が加入者個人情報の全部または一部の取扱いを再委託する場合には、第 2 項及び第 3 項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

(安全管理措置)
第 36 条 当社は、加入者個人情報を記録及び保管する場合、その漏洩・滅失・盗難が無いよう善良なる管理者の注意義務を負います。

(情報開示及び利用停止等の請求)
第 37 条 当社は、お客様(加入者)から個人情報の開示・訂正・利用停止等の要求があった場合には適正な範囲で要求に応じるものとします。

(苦情処理)
第 38 条 当社は、加入者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

(保存期間)
第 39 条 当社および当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

(加入者個人情報の漏洩等があった場合の措置)
第 40 条 当社は、個人情報の保護に最善を尽くしますが、漏洩が疑われる事態が発生した場合は、当該加入者にその旨を連絡し必要な措置を講じます。

(定めなき事項)
第 41 条 この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社とお客様は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

(約款の改正)
第 42 条 この約款は、総務大臣に届出の上、改正することがあります。

附則　　この約款は、平成17年11月1日より施行します。
　　この約款は、平成19年11月1日より施行します。
　　この約款は、平成23年12月1日より施行します。

平成15年1月22日

インターネット接続サービス契約約款

株式会社チャンネル・ユー

第1章　総則

（約款の適用）

第1条　当社は、この有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第31条第1項の規定に基づき届け出たインターネット接続サービスに係る料金表（以下「料金表」といいます。）並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、インターネット接続サービスを提供します。

（約款の変更）

第2条　当社は、事業法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は事業法の規定に基づき総務大臣の認可を受けて、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第3条　約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用　　語	用　語　の　意　味
1	電気通信設備	電気通信を行うための機器、器具、線路その他の電気的設備
2	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3	電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4	電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5	インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6	契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
7	契約者	当社と契約を締結している者
8	契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
9	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）又は同一の建物内であるもの
10	端末接続装置	端末設備との間で、電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
11	自営端末設備	契約者が設置する端末設備
12	自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
13	技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術約条件及び端末設備等規則（昭和60年総務省令第31号）で定める技術基準
14	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章　契約

（インターネット接続サービスの種類等）
第4条　契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。
（契約の単位）
第5条　当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。
（最低利用期間）
第6条　インターネット接続サービスには、1年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。
2　契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。
（契約者回線の終端）
第7条　当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2　当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。
（契約申込みの方法）
第8条　契約の申込みをするときは、次に揚げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う当社の事務所に提出していただきます。
(1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
(2) 契約者回線の終端とする場所
(3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項
（契約申込みの承諾）
第9条　当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
2　当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3　当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
(1) 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
(2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
（インターネット接続サービスの種類等の変更）
第10条　契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。
2　前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
（契約者回線の移転）
第11条　契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。
2　契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
3　当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
4　第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。
（インターネット接続サービスの利用の一時中断）
第12条　当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（その他の契約内容の変更）
第13条　当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。
2　前項の請求があったときは、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
（インターネット接続サービスを受ける権利の譲渡）
第14条　契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。
（契約者が行う契約の解除）
第15条　契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社の事務所に当社所定の方法により通知していただきます。
2　前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。
（当社が行う契約の解除）
第16条　当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。
(1) 第19条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
(2) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
2　第19条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
3　当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
4　当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章　付加機能

第1節　付加機能の提供等
（付加機能の提供）
第17条　当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第2節　ＩＰ電話サービスの提供等
（ＩＰ電話サービスの種類）
第17条の2　当社が提供するＩＰ電話サービスには次の種類があります。ただし、第1種ＩＰ電話サービスの提供を受けるためには、第1種ＩＰ電話サービスに対応した機器が必要となります。

種　　類	内　　容
第1種ＩＰ電話サービス	音声通信のみを利用することができるサービス。

（音声通信番号）
第17条の3　当社は、契約者から第1種ＩＰ電話サービスの利用の請求があったときは、当社が定めるところによりひとつの契約者回線についてＩＰ電話サービスの種類ごとにひとつの音声通信番号を付与します。

2　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定により付与した音声通信番号を変更することがあります。この場合、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

（発信音声通信番号通知機能）

第17条の4　音声通信については、そのＩＰ電話サービスに係る音声通信番号を着信先に通知します。ただし、次の音声通信については、この限りではありません。

(1)　音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信

(2)　発信音声通信番号非通知機能の提供を受けている音声通信番号からの音声通信

(3)　当社が別に定める音声通信

（発信音声通信番号非通知機能）

第17条の5　当社は契約者から発信音声通信番号非通知機能の利用の請求があったときは、当該機能を提供します。

2　発信音声通信番号非通知機能の提供を受けている場合であっても、音声通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う音声発信については、そのＩＰ電話サービスに係る音声通信番号を着信先へ通知します。ただし、別に定める音声通信を除きます。

（ＩＰ電話サービスの利用に係る契約者の義務）

第17条の6　契約者は、ＩＰ電話サービスの利用について次のことを守っていただきます。

(1)　故意に電気通信回線を保留にしたまま放置する等、音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(2)　故意に多数の不完了呼を発生させる等、音声通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(3)　映像情報通信利用者に対して本条の規定を遵守させること。（第2種ＩＰ電話サービスを利用する契約者に限ります）

(4)　映像情報通信の利用に必要な識別ＩＤを自己の責任において管理すること。第2種ＩＰ電話サービスを利用する契約者に限ります）

(5)　当社が別途定める条件を遵守すること。

第4章　利用中止及び利用停止

（利用中止）

第18条　当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第20条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

2　前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。

3　前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第19条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。

(2) 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実に反する記載を行った事等が判明したとき。
(3) 第35条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
(4) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
(5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
(6) 全各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
2　当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します

第5章　利用の制限

（利用の制限）
第20条　当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関と協議により定めたものに限ります。）以外の契約者回線によるインターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

2　通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3　インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

機　関　名
気象機関　　水防機関　　消防機関　　災害救助機関　　警察機関（会場保安機関を含みます。以下同じとします。）　　防衛機関　　輸送の確保に直接関係がある機関　　通信の確保に直接関係がある機関　　電力の供給の確保に直接関係がある機関　　ガスの供給の確保に直接関係がある機関　　水道の供給の確保に直接関係がある機関　　選挙管理機関　　新聞社、放送事業者及び通信社の機関　　預貯金業務を行う金融機関　　国又は地方公共団体の機関

第6章　料金等

第1節　料金

（料金の適用）
第21条　当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。
2　料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節　料金の支払義務

（利用料等の支払義務）
第22条　契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があ

った日（付加機能の廃止については、その廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

2　前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区　　別	支払を要しない料金
1　契約者の責めによらない理由により、その　インターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）
2　移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等

3　当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（加入料の支払義務）

第23条　契約者は、第8条（契約申込の方法）の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要します。

（手続に関する料金等の支払義務）

第24条　契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事に関する費用の支払義務）

第25条　契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節　割増金及び延滞利息

（割増金）

第26条　契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を

割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（延滞利息）

第27条　契約者は、料金その他の債務。（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5％の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第7章　保守

（当社の維持責任）

第28条　当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年総務省令第30号）に適合するよう維持します。

（契約者の維持責任）

第29条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

（設備の修理又は復旧）

第30条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先約に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

（契約者の切分け責任）

第31条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2　前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社又は当社が指定する者が当社の別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3　当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第8章　損害賠償

（責任の制限）

第32条　当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条においで同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2　前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）。について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額から1日当たりの平均利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3　第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

（免責）
第33条　当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
2　当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
3　当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、当社が別に定める技術基準等の変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第9章　雑則

（承諾の限界）
第34条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
（利用に係る契約者の義務）
第35条　当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
2　契約者は、当社又は当社の指定する者が、本サービス提供にあたっての調査、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3　契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連結しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
4　契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
5　契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機種、付加部品等を取り付けないこととします。
6　契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
7　契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
8　契約者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の各号の無いように該当する行為をしないものとします。
(1)　犯罪行為及びそれに結びつく行為など公序良俗に反する行為
(2)　第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為
(3)　他者に不利益を与える行為、又は誹謗中傷する行為
(4)　上記各号の他、インターネット接続サービスの運営を妨げる行為
（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第36条　当社は、当社の事務所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（営業区域）

第37条　営業区域は、当社が別に定めるところによります。

（閲覧）

第38条　この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

附則

平成15年1月22日設定認可申請

（実施期日）

この約款は、認可後速やかに実施します。

附則

平成15年1月22日届出

（実施期日）

この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。

附則

平成16年6月25日変更

（実施期日）

この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。